The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	タイを中心としたASEAN地域における知的財産問題の推移と展望
Author(s)	梶浦, 恵介
Citation	平成29年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2018
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68100
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式６

申請先学部　　法学部　採択番号　No.３

平成２９年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書

ふりがな 氏　　名	かじうら　けいすけ 梶浦　恵介	学部 学科	法学部法学科	学年	３年
ふりがな 共　同 研究者氏名	こうの　りょうこ 河野　涼子	学部 学科	法学部法学科	学年	３年
	つかさき　はるな 司城　晴菜		法学部法学科		３年
	みやした　かずや 宮下　和也		法学部法学科		３年
	もりまつ　かつひろ 森松　克浩		法学部法学科		３年
アドバイザー教員 氏名	北村　英隆	所属	知的財産センター		
研究課題名	タイを中心としたASEAN地域における知的財産問題の推移と展望				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。（先行する研究を引用する場合は、「阪大生のためのアカデミックライティング入門」に従い、盗作剽窃にならないように引用部分を明示し文末に参考文献リストをつけること。）				

目次

I.研究目的
II.研究計画・方法
 1.事前調査
 2.現地調査
 3.研究成果のとりまとめ
III.研究成果
 1.タイの現状
 2.タイ・ASEAN地域の知的財産制度
 3.食品業界における知的財産運用
 4.輸送用機器業界における知的財産運用
 5.市街における模倣品の調査
IV.　結論
 1.課題の整理
 2.対応策の提案
 3.今後の日タイ関係と知的財産制度
 4.終わりに

I.研究目的

2017年5月17日に、日本貿易振興機構タイ・バンコク事務所の高田元樹知的財産部長と石川勇介弁理士による公開講義が大阪大学で開催された。講義ではタイを含めたASEAN地域における知的財産

権に関する現状やASEAN地域と日本の関係の重要さ等が語られた。特にタイに注目すると、特許出願件数上位20社のうち12社が日系企業であり、このことからも日本とタイの産業での関わりが密接であることがわかり、今後日タイ関係が一層重要なものになると予想される。そこで現在知的財産を学んでいる私たちは、ASEAN 地域でも日本と関わりの深い国の一つであるタイについて知識を深め、知的財産の観点から、現在タイに進出している日系企業の現状や、今後日系企業が更に現地との関係を深めていく上で生じると考えられる諸問題を研究したいと考え、今回の研究を企画するに至った。

本研究では、タイを始めとするASEAN地域における知的財産の現状を調査し、次にその対策を検討することを目的とする。

II. 研究計画・方法

1.事前調査

まずASEAN地域における経済情勢、政治情勢などの基礎的な知識を定着させるため、それぞれ調査項目の担当を決定し、報告を行った。次に日本からタイを始めとしたASEAN地域に進出している重要な産業分野として輸送用機器分野と食品分野を選定し、この２分野において進出している企業について各自調査し、報告を行った。

2.現地調査

9月24日から28日にかけてタイに滞在し、以下の行程で現地調査および意見交換を行った。

9月25日　日系食品メーカー
　　Tilleke&Gibbins Bangkok　　大竹徳成弁理士
　　S&I International Bangkok Office　澤井容子弁理士
9月26日　バンコク市内視察(模倣品に関する調査)
9月27日　JETRO Bangok
　　Asian Honda Motor Co.,Ltd　　Executive Coordinator 今田賢治氏

現地ではタイ全体の状況、知的財産制度の運用および知的財産の活用の３つの側面から調査することとした。具体的には、タイおよびASEAN地域の経済および知的財産の現状についてJETRO Bangokでブリーフィングを受けた。そして、知的財産制度の運用についてはTilleke&Gibbins BangkokおよびS&I International Bangkok Officeにてヒアリングおよび意見交換を行い、知的財産の活用については食品メーカーおよび輸送用機器メーカーである日系企業においてヒアリングおよび意見交換を行った。

また、バンコク市内における模倣品の実態を調査する目的で、パッポン通りやスクンビット通り等の地域を視察した。

3.研究成果のとりまとめ

調査終了後、事前調査、現地調査で得た情報を基に、タイを中心としたASEAN地域における知的財産の現状を整理し、ASEAN地域での知的財産の課題と、日本から企業が進出する上での取り組みの方向性をまとめ、報告書を作成する。

III.研究成果

1.タイの現状

i. 人口と所得

タイの人口は推定 6800 万人であり、ASEAN ではインドネシア、ベトナム、フィリピンに次ぎ第 4 位の人口である。特にバンコク市内の人口は 1300 万人と言われており、一大経済都市としての地位を確立している。一方で、GDP はバンコク市内とそれ以外の地域において格差が大きく、所得の格差が広がっている。バンコク市内と全国間で 1 人当たり平均家計所得を比較したとき、2007 年時点で約 2 倍の差があり、最も貧困な地域である東北部と比較すれば約 3 倍近い所得差があるとされている[1]。また、タイにおける低所得者は約 25%程度であり、バンコクでは 6.5%がこれに当たるのに対し、北部・東北部では約 40%が低所得者に当たるとされている。賃金は上昇傾向にあると共に物価上昇率は 0%であり、政府による価格統制や、石油の値段が抑えられたことでタイ人の生活レベルは年々上昇していると言える。

ii.教育

タイでは初等教育（初等学校）および前期中等教育（中学校）までが義務教育である。「タイにおける在学率の推移（タイ国経済概況 20016-2017 年版)」によると、2002 年から 2014 年にかけて前期中等教育および後期中等教育（高等学校）に在籍する子どもは 82%から 97%、60%から 77%と共に上昇している。大学への進学率は年々高くなっており、子供に対する教育費が増加している。

iii.インターネット普及率

タイデジタル広告協会の調査では、インターネットや携帯電話の普及率も共に上昇している。特に携帯電話においては、2017 年 3 月時点でスマートフォン携帯率は 139%と高い数値となっており、SIM カードを 1 人で複数枚所持するなど情報通信社会の普及が進んでいる。

iv.タイへの投資

「外国資本によるタイへの直接投資動向（タイ投資委員会)」によると、全体的にタイへの直接投資は 2015～2016 年にかけて減少傾向にある。直接投資残高シェアは日本が 1 位でありつつも半減し、他の ASEAN 地域からも 7 割減となった。一方で中国からの直接投資は増加しており、直接投資動向シェアも 2015 年に 5.7%だったが翌年 2016 年には 15.0%へと上昇し、伸び率が過去最大となった。結果日本に次いで 2 位になるなど存在感を示している。

v.経済

GDP において第 3 次産業（サービス業）が最も多くの割合を占めている。第 2 次産業は主に電気・電子技術分野が多くを占めている。現在サービス産業では、自国の産業がまだ発達しておらず外国と競合することができない分野について、タイ企業を守る規制（外国人事業法）がある。災害や政治対立により GDP 成長率が一時低下する年もあったが、2015 年からの 8 年間でインフラ投資（鉄道、港・高速道路の拡張等）に重きをおきはじめ、また観光客も増加しはじめたことで GDP は上昇している。産業では内需に頼ることは難しく、インフラや観光業における収入が大きい。

ASEAN 地域にも AEC（アセアン経済共同体）が構成されているが、EU とは異なり共通通貨のない非

[1] 神野瑞枝「タイの地方間格差分析 -所得とケイパビリティ-」(『オイコノミカ』第 50 巻 第 2 号,2014 年, pp.45-72)

常に緩いつながりとなっている。一方で、輸出入関税撤廃に関しては積極的な取り組みが行われており、ASEAN 地域において輸入関税撤廃は進んでいる。現在 96%の品目が撤廃されており、完全撤廃によって物流が活発になると考えられる。

vi.労働環境の現状

タイでは一般的に定時(訪問した企業では16:30頃とされていた)には仕事を終え帰宅するという生活スタイルが定着しており、残業が多い日本社会での働き方とは大きく考え方が異なるように思われた。

今回訪問した各組織を見ると、女性職員の比率が高いように感じられた。実際に ILO 基準によるタイの女性就業率は約 60%であり、職員のうち女性の割合が 90%超える法律事務所もあった。女性就業率の高い一つの要因として、家事の負担が少ないことから、女性が社会で活躍しやすい環境が整っていることが考えられる。子育てについては、退職した祖父母が両親の代わりに孫の面倒をみるという文化が残っている。また、食事については屋台文化が発展しており、屋台を利用した外食が盛んである。メイドの制度も定着しており、女性が社会進出しやすい環境が整っていると言える。労働環境や女性の働き方が問われる日本において、一つのモデルケースとして興味深く感じた。

vii.政治情勢

一時期政治状況は不安定となり、2012 年に全国に戒厳令が発令された。対立する陣営を集めた対話が軍主導で行われたが和解に至らず、軍を中心とする国家平和秩序維持評議会（NCPO）が全統治権の掌握を宣言した。その後 NCPO により、民政復帰に向けたロードマップが発表された。同ロードマップに基づき、新憲法公布に向けた作業が進められていた。このような状況の中、2016 年 8 月に実施された国民投票により新憲法案が可決され、2017 年 4 月，新憲法が公布された[2]。

紛争のない日本に住んでいる私たちは、政府と軍隊が衝突する状況を想像することができず、そのような状況の中で国民の生活の秩序が維持されていることを想定することが難しかった。実際に現地に訪問したところ、あらゆる看板広告や電子掲示板が 2016 年 10 月 13 日に死去したプミポン・アドゥンヤデート前国王を称えるものになっており、1 年間喪に服している国民が前国王に対し敬意を表している様子を目の当たりにした。これは単なる国民性にとどまらず、反政府デモが勃発した際にプミポン前国王が仲裁に入ったことで事態が収束したという功績の影響が大きい。軍が全統治権を掌握しているという状況に不安を感じていたが、皆が前国王を想うことで、安定した生活が送ることができているように思われる。

viii.宗教

タイ国憲法では信仰の自由が保護されているものの、上座部仏教が 94%を占めている。

タイでは仏教の影響を受けた「ワイ」と呼ばれるお辞儀の際に手を合わせる挨拶が一般的であり、実際に現地訪問をすると、街中を木綿の黄衣をまとった僧侶が歩く姿や、僧侶に対し深く拝む女性を見かけたことで、仏教文化の浸透を感じた。日本の大乗仏教とは異なり、日常生活に溶け込んでいる仏教の実態を目の当たりにすることができた。

[2] 外務省タイ王国基礎データ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html
（最終検索 2017 年 9 月 23 日）

ix.課題

タイでは現在、日本と同様に急速な少子高齢化が進んでいる。ASEAN 地域での人口推計における人口増加のピークは 2040 年頃に達するのに対し、タイは 2020 年と予想されることからも、近い将来労働力不足が経済成長に与える影響は大きいと考えられる。タイ社会では転職が多い傾向にあるとされ、今後の労働力不足を考慮すると、組織における就業人口が安定しない状況が想定される。したがって、情報通信技術が普及している背景を鑑みて、AI などを活用した仕事の自動化、定年年齢引き上げなど様々な工夫が必要になると考えられる。少子高齢化が進むと共に内需の減少が予想されることから、ASEAN 地域内での輸入関税撤廃を進めると共に、GDP の 70%を占める輸出に力を入れ、産業の高度化や高付加価値化を図り、持続可能な経済成長の実現を目指していくことが必要となるであろう。

2.タイ・ASEAN 地域の知的財産制度

i.ASEAN 各国への投資状況と特許出願件数

ASEAN 地域への投資状況を国別にみると、インドネシアではシンガポール、欧州、日本の投資が、マレーシアでは米国の投資が、フィリピンでは欧州、米国の投資がそれぞれ多い傾向にあり、一方タイでは日本の投資が最も多い点に特徴がある。そして、日本からタイへの投資状況は日系企業の特許出願件数に表れており、日本の特許出願件数は ASEAN 諸国全体で見ると欧州・米国・中国による特許出願件数よりも少ないものの、タイへの日系企業の特許出願件数シェアについては際立っている。2014 年のタイにおける特許出願は 5,706 件存在するが、そのうち 3,061 件が日系企業による出願であり、50%以上を占めていることが分かる[3]。現地の法律事務所においても、日本からの特許出願件数は年々増加傾向にあるということだった。

ii.タイの知的財産制度および運用

タイの知的財産制度について提案を 2 点述べる。1 点目として、コンピュータプログラムを不登録事由としている点についてである。タイでは日本とは異なり、コンピュータプログラムを不登録事由としている。そのため、タイでソフトウェア技術保護が受けられないことがある。タイでは海賊版ソフトウェアの利用が社会問題の一つとなっているが、コンピュータプログラムを保護できるようにすることで改善されるのではないだろうか。しかし、このためにはタイにおけるコンピュータプログラム技術の進歩が前提になると思われる。コンピュータプログラムの開発は大きなインフラ投資を必要としないことから、新興国においても技術開発を進めやすい産業であると考えられる。コンピュータプログラム技術の開発と法的な保護両方の側面から進めていくことにより、これからの産業発展を考えていくことが有効であると考える。

2 点目としては、より利用しやすい特許制度づくりの推進である。主に審査官の人員不足に起因すると考えられるが、現状では特許出願から特許取得まで、平均 12 年もの期間がかかっている。出願人の利便性を考慮したうえでの制度づくりが必要となるだろう。現状において日系企業がタイにおける出願審査を早く進めるための解決策として、PPH 制度[4]を利用して早期審査を申請することが考えられる。また、タイ知的財産制度には出願後における公開日時期に関する規定が存在しない。タイ全体の産業の発達を考え、重複する技術開発を防ぐためにも、出願後公開されない状態が続かないような

[3] 「タイにおける特許出願件数の推移」特許庁作成の資料より

[4] Patent Prosecution Highway：各特許庁間の取り決めに基づき、第 1 庁で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第 2 庁において簡易な手続きで早期審査が受けられるようにする枠組み

制度づくり、あるいは運用が必要であると考える。

なお、タイ知的財産庁においても、審査官を 25 名から 2018 年 3 月までに 100 名への増員を目標としており（2017 年 9 月時点で 78 名）、審査官の教育では日本の特許庁も協力を行っている。

iii.日本による取り組み

日系企業のタイを含む ASEAN 地域への進出に際し、日本からは JETRO を通じた支援が行われている。JETRO は ASEAN 地域において裁判所、税関、警察などの公的機関に向けた働きかけも行っている。また、JETRO は日系企業向けの、ASEAN 地域での知的財産ネットワーク形成、知的財産啓発セミナーなどの開催に加えて、ASEAN 地域の政府、企業向けに、日系企業と協力してその企業の製品の真贋を見極める方法や、正規の代理店に関する情報を提供することで、模倣品の不正輸入の防止に取り組んでいる。本田技研工業、パナソニック株式会社およびユニ・チャーム株式会社等の日系企業は ASEAN 地域においても出願特許件数が多く、幅広い海外展開を行っている会社といえるが、同時に模倣品にも悩まされている。こうした日系グローバル企業の海外進出を知的財産の面から支援することを目的に、JETRO ではこのようなセミナーを通して、ASEAN 地域の政府や企業に向けての啓発活動を行っている。一方こうした取り組みは日本政府のみならず、現地の法律事務所が行っているケースも多くみられるようである。

3.食品業界における知的財産運用

i.日系食品メーカー概要

約 30 年前にタイにて創業。日本向けの製品を生産しているが、近年はタイ現地販売事業を開始した。今後、タイ国内向け事業は拡大する方針である。

ii.日系食品メーカーの知的財産権運用

現在は日本の本社が外国への特許等を一元して管理しており、例としてコーポレートブランドなどは本社が国内および国外において一括で商標権取得を済ませている。日本と同様の戦略を展開できるのか、権利行使がどれほど可能なのかということは未知数であるが、知的財産戦略を考えるにあたり現地の専門家と意見交換しながら進めており、知的財産戦略の活用に前向きな姿勢である。

これまで知的財産に関して訴訟に発展したケースはなく、また訴訟にならないように、商標や容器の特許などについて、事前調査を入念に行っている。日本で使用している自社製品の商標をタイ国内で使用できない事例も存在する。

現地の街中で販売されている食品には、日本の文字がそのまま使用されている商品が多く見られた。これは、日本語自体にブランド価値があるということでとても興味深かったが、食品会社における商標自体、特に日本で使用している商標にはブランド力を有することから知的財産戦略として活用できる可能性がある。

4.輸送用機器業界における知的財産運用

i.Asian Honda Motor Co.,Ltd 概要

Asian Honda Motor Co.,Ltd（以下「ホンダ社」という）の知的財産部門は北は韓国、南はオーストラリアまでと、アジア圏域における広範な地域を統括し、特許・意匠権からみた研究開発サポート、商標業務、不正商品への対応、政府機関へのロビーイング活動などを行っている。

2016 年のタイ自動車市場における日本車の販売台数シェアは 9 割近くを占めており、その中でホンダ社は乗用車で第 2 位、総合では第 3 位のシェアを持つ[5]。また、二輪車市場では 2016 年の販売台数は約 174 万台であるが、そのうちホンダ社製品が 137 万台を占めており[6]、タイ二輪車市場において圧倒的なシェアを持つ

ii.タイの交通事情

タイでは日本を始めとする先進国よりも二輪車のシェアが大きく、一般社団法人日本自動車工業会の公表する世界各国の二輪車普及率によれば、日本では二輪車 1 台当たり人口は約 11 人程度であるのに対し、タイでは 1 台当たり人口は約 3 人程度になる[7]。二輪車がシェアを伸ばす理由としては 2 つの要因が考えられ、1 つは貧富の差が大きく、自動車を購入できるほどの財産を持つ人が少ない点があげられる。もう一つには公共交通機関やインフラが発展しておらず、市内での大渋滞が頻発するためである。

また、タイを含むアジアでは先進国ほど交通安全に対する優先度が高くないという問題が認識されており、交通事故が非常に多い。WHO の公表によれば、タイでの交通事故死者数は約 24,000 人と推定されており、タイの交通事故死者件数はリビアに次いで世界第 2 位となっている。また、そのうち約 73%が二輪車の関係する事故死とされている[8]。交通安全に対する意識の低さは、安価で安全性の低い模倣品の流通を促す要因の一つでもあると考えられることから、ホンダ社では安全講習などによりモラルの向上を図っている。

iii.アジア地域での知的財産運用

タイを含むアジア地域における主要な知的財産権侵害の問題は大きく 2 通りに分けることが可能である。1 つ目には商標の不正使用であり、商品それ自体の模倣は行わないが、商標、ロゴマークを模倣して服飾やアクセサリー類などの日用品などに附し、製造・販売する侵害行為である。実際に、ホンダ社の「H」の形状が微妙に異なる模倣品もあり、社内では正確に見分けられるような教育も行われている。2 つ目には商品それ自体の模倣品を製造・販売する侵害行為である。前者が実際上は知的財産権違を侵害しているものの、消費者の安全性を脅かす可能性が低いのに対し、後者では輸送用機器などが模倣された場合に、消費者の安全保護も大きな問題となる。そのため、ホンダ社では率先して後者の模倣品製造・販売の排除を行っており、特に悪質なものに関しては徹底的に排除する姿勢で対応に努めている。

模倣品に対して厳しく対応することが重要である一方、模倣品や商標の不正利用防止に取り組む際には、各国の知的財産保護に対する認知度を考慮した対応策も必要である。アジア諸国では悪気なく模倣品を販売している例も多く存在する。これは知的財産教育が進んでいないためであるが、この場合、市場からの不正商品の排除の際には、将来の模倣品流通の抑止に向け、模倣をしてはいけないと

[5] 自動車産業ポータル MARK LINES「自動車販売台数速報 タイ 2016 年」- https://www.marklines.com/ja/statistics/flash_sales/salesfig_thailand_2016(最終検索 2017 年 12 月 14 日)
[6] 自動車産業ポータル MARK LINES「世界の二輪車生産と販売(上)」- https://www.marklines.com/ja/report/rep1590_201704(最終検索結果 2017 年 12 月 14 日)
[7] JAMA「世界各国の二輪車普及率」- http://www.jama.or.jp/world/world/world_2t3.html(最終検索 2017 年 12 月 8 日)
[8] BBC NEWS「Life and death on Thailand's lethal roads」- http://www.bbc.com/news/world-asia-38660283(最終検索 2017 年 12 月 8 日)

教える知的財産教育活動も行っている。一方、悪意を持って模倣品販売が行われる事例もあり、このような場合には厳しく対処する必要があると思われる。

また、知的財産戦略の重要なものとして、政府へのロビーイング活動があげられる。日系企業は多くの国において事業を行っており、同一の商標を複数国に出願する機会も多いが、開発途上国の中には知的財産制度、国際条約への加盟などが進んでいない国家も多く、手続きが複雑になるという問題がある。これら様々な問題を解決するため、JETRO などと連携を行い、政府機関への問題対応を促す必要がある。

(Asian Honda Motor Co., Ltd Executive Coordinator 今田賢治氏へのヒアリングより)

5.市街における模倣品の調査

バンコク市内において、模倣品の売買が行われる商店が多いとされるパッポン通りやスクンビット通りなどで調査を行った。これらの地域では露店やテントで模倣品が販売されており、模倣品の種類は服飾品やアクセサリー、腕時計などの装飾品や、海賊版 CD・DVD などが多い。通りには日本語や英語、中国語などの看板も多く、海外観光客の出入りも多いように思われた。タイ税関によると、こうしたバンコク市内で販売される模倣品の多くは中国からの輸入品であるとされ、その割合は約 90%程度と考えられている[9]。

IV.結論

1.課題の整理

事前調査、実地調査に基づきタイおよび ASEAN 地域における知的財産の現状についての整理を行う。

タイ国内に限らず、ASEAN 地域全体において模倣品や海賊版商品が大量に流通しているという現状がある。こうした不正商品は消費者の安全には関わらないものと、単に知的財産権が侵害されるというだけでなく消費者の安全に直接関わるものが存在し、それぞれで異なる対応が必要であることが分かった。消費者の安全に直接関わらないものについては、知的財産の知識に関する啓発を含め、国民全体での知的財産モラルの向上を考えることが重要である。一方で、輸送用機器、薬品等の消費者の安全に直接関わるものについては、政府機関、警察や法律事務所等の協力のもとで徹底的に排除していく、という対応が必要になると考える。

一方、日系企業においては、限られた人材で対応する必要があるために、タイおよび ASEAN 地域における知的財産の運用については限界があると考えられるが、現地においては日系企業同士が横の連携を行なうことにより知的財産に関する情報共有などを行っている姿もみられた。しかし、各国における制度の違い、知的財産戦略の対応の仕方などは日系企業にとって大きな負担であることが想定されるため、先述の JETRO による啓発活動を含め、知的財産の知識を有する人材の充実化も必要となるのではないだろうか。

また知的財産権を有効に活用できる環境整備の観点から考えると、ASEAN 地域における知的財産制度の運用において、審査期間の短縮が一つの目標になると思われる。この点について日本から支援を行うことができると考える。

2.考えられる対策

[9] 日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部「ASEAN における模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査(2014 年 3 月)」より

日系企業がASEAN地域に進出する上で、日本側からASEAN地域に行うことが出来る支援策について考察を行う。

まず模倣品への対策についてであるが、ASEAN地域における国民への知的財産モラル向上のための啓発の観点から、教育を提供する場においての支援が考えられる。大阪大学の例で考えると、大阪大学法学研究科の知的財産プログラムにタイや他のASEAN諸国からの留学生を受け入れ、知的財産の重要性を理解し、保護・活用できる人材の育成を行うことが考えられる。

次に日系企業においては、知的財産の専門的な知識を持つ人材の必要性を挙げた。これに対する支援策として、JETROを含めた日本政府による支援が有効であると考える。ASEAN地域においての啓発活動も重要だと考えられるが、同時に日本においてASEAN地域へ派遣される人材に対して、あらかじめ知的財産の知識を修得する機会を提供することも必要となるのではないかと考える。また、政府による国際条約非加盟国へ向けた法整備支援や、PPH制度をより多くの国家と締結することが日系企業への間接的な支援となると考えられる。

最後に現地における知的財産制度の環境整備の観点から検討する。まず、ASEAN地域に対する知的財産制度の運用への支援が重要であると考える。すでに、タイと日本との間では、日本特許庁からの審査官の派遣や、タイ知的財産庁審査官の研修を日本で行う等の支援が行われている。これに加え、より連携を深めるため、インターネットを通じ、日本とASEAN地域間で審査の協議を行うことのできるシステムの構築ができれば、出願審査期間の短縮に資するのではないかと考える。また、ASEAN地域において知的財産権法の整備が進んでいない国家に対しては、制度の策定および改正において日本型の出願および審査手法の輸出を行うことで、知的財産制度の運用への支援が容易になると共に、日系企業の知的財産戦略も推進しやすくなり、両者に利益があると考える。

3.今後の日タイ関係と知的財産制度

先述の通りタイの自動車市場における日本車のシェアは9割以上を占め、日系企業にとってタイは重要な市場であると言える。電気自動車の普及や自動運転技術の開発に見られるように、自動車産業全体を取り巻く大きな変化が起きている中で、タイの自動車市場においてもこのような変化は避けられないと考えられる。多数の新技術が創出される次世代の自動車開発の中で、日タイ間での知的財産制度の調和および技術開発などの連携の強化が望まれる。

また、タイで販売される食品に日本語がそのまま使用されている商品が多くあるように、タイでは「日本」自体がブランド価値を持っていると感じられた。日系企業にとっては、日本ブランドの価値を知的財産戦略においても最大限活用することが重要であると考える。

4.終わりに

タイにおける現地調査を通じて、経済規模や人口等に注目するだけでなく、その国特有の国民性を理解することが非常に重要であると感じた。事前調査の段階でも、GDPや人口、法整備状況等の調査は行ったものの、国民性という点に着目することはなく、「ASEAN地域」という言葉で一括りに考えていたように思う。しかし、実際に渡航し、現地の方々と交流することで、タイ人の温和な国民性を知り、その独自の国民性がタイにおける日系企業の知的財産戦略に大きな影響を与えることを感じた。他のASEAN地域における知的財産戦略を考えるにあたっても、それぞれの知的財産に関する認知度に合わせた、個別具体的な対応をすることが重要であると感じた。

様式６

申請先学部　　法学部　採択番号　No. 3